

東証指数算出要領 (TOPIX 高配当 40 指数)

2017 年 8 月 9 日版

株式会社 東京証券取引所

2017 年 8 月 9 日発行

本指数は、算出・公表開始前であり、算出・公表に当たって記載内容が変更となる可能性があります。

目次

変更履歴	3
はじめに	4
I. 株価指数概要	4
II. 指数の算出	4
1. 概要	4
2. 算出式	4
3. 採用価格	5
4. 指数用株式数	5
5. 銘柄選定	5
III. 基準時価総額の修正	7
1. 修正対象となる事項	7
2. 修正方法	9
IV. その他	11
1. 公表、基礎情報の提供	11
2. 利用許諾	11
3. 免責	12
4. 問い合わせ先	12

変更履歴

公表日	変更内容
2017/8/9	・初版

はじめに

- ・ 本資料では、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が算出・配信を行う、TOPIX 高配当 40 指数に関する算出方法等を示す。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と東証が判断した場合は、東証が適当とみなした処理方法により算出することがある。
- ・ 本資料は東証の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても、東証に無断で複製、複製又は転載することはできない。本資料は、指数への理解を高めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘等を行うためのものではない。また、東証は、本資料を利用される方が、本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害等について、その責めを負わない。
- ・ 東証は TOPIX 高配当 40 指数について、配当なし指数と配当込み指数を算出する。

I. 株価指数概要

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は、TOPIX 100 の算出対象を母集団とし、直近の実績配当利回りが相対的に高い 40 銘柄により構成される指数である。銘柄の選定に当たっては、各銘柄の実績配当金、定期選定基準日における株価を基に選定を行う。
- ・ 算出対象の定期入替は毎年 1 回（6 月最終営業日）行う。
- ・ 基準日は 2017 年 8 月 25 日・基準値は 1,000 である。

II. 指数の算出

1. 概要

TOPIX 高配当 40 指数は時価総額加重方式により算出される株価指数である。各指数値の単位はポイントで小数点以下第 2 位までとする。（小数点以下第 3 位四捨五入）

2. 算出式

$$\text{指数値} = \frac{\text{算出時の指数用時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times \text{基準値}$$

* 算出時の指数用時価総額 = Σ （各銘柄の指数用株式数 × 採用価格）

3. 採用価格

- ・ TOPIX 高配当 40 指数を算出する際の採用株価は、次の順序で採用する。

①特別気配又は連続約定気配、②約定値段、③約定値段又は特別気配がない場合は指数用基準値段（①新株落理論値段、②前日以前で直近の特別気配値段又は連続約定気配値段、③前日以前で直近の約定値段の順序で採用）

4. 指数用株式数

- ・ 指数用株式数は、指数用上場株式数にキャップ調整後浮動株比率を乗じたものである。

$$\text{各銘柄の指数用株式数} = \text{各銘柄の指数用上場株式数} \\ \times \text{各銘柄のキャップ調整後浮動株比率}$$

- ・ 指数用上場株式数は、基本的には上場株式数と等しいが、株式分割等のコーポレートアクションによっては株式数が異なることがある。例えば、株式分割の場合、上場株式数は効力発生後の変更上場日に変更し、指数用上場株式数は権利落日に変更しているため、一時的に一致しない。
- ・ また、指数用上場株式数は、基本的には発行済株式数と等しいが、日本電信電話、日本たばこ産業、日本郵政については、未上場の政府保有株式が存在するため、発行済株式数は上場株式数と一致しない。
- ・ TOPIX 高配当 40 指数に用いる浮動株比率は、定期選定基準日における時価総額ウェイトを元に構成比率 5.0%を上限とするキャップ調整後浮動株比率（浮動株比率×キャップ調整比率）とする。定期選定後にキャップ上限を超える場合においても翌年の定期選定反映日までキャップ調整比率は変更しないものとする。
- ・ ただし、浮動株比率の定期見直しや TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転・株式交換等を実施することなどにより、算出対象のウェイトに著しく変化がある場合には、算出対象のキャップ調整比率の臨時見直しを行う可能性がある。

5. 銘柄選定

(1)6月の定期入替

a. 概要

- ・ 毎年 6 月の定期入替は、基準日において、TOPIX 100 の算出対象を b.の「選定基準」に基づき、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象の見直し(追加・除外)を行うものである。
- ・ 定期入替に係る基準日は、毎年 5 月最終営業日とし、追加・除外リストを定期入替日の 5 営業日前に公表、定期入替後の指数の算出を毎年 6 月の最終営業日から行う。

b. TOPIX 高配当 40 指数の選定基準

定期入替の算出対象について、以下の手順により選定作業を行う。

① 母集団の選定

基準日時点において、TOPIX100 の構成銘柄として選定されている銘柄とする。ただし、以下のいずれかに該当する銘柄は母集団から除外する。

- ・ 基準日において整理銘柄に指定されている。
- ・ 基準日において特設注意市場銘柄に指定されている。

② 直近 1 年間の実績配当金の算定

実績配当金とは、決算短信で公表された 1 株当たり配当金とする。直近 1 年間の実績配当金は、上場会社が基準日時点までに公表した決算短信のうち、基準日の属する年の前年 4 月から直前の 3 月までに権利落ち日を迎えた配当金の合算値を用いる。ただし、基準日時点において株式分割・株式併合等により株価水準が変動していた場合には、基準日時点における株価水準と比較可能な水準へ配当金の修正を行う。また決算期変更等により他銘柄との比較可能性の観点から東証が必要とみなした場合には、配当金を調整する場合がある。

③ 配当利回りの算定

直近 1 年間の実績配当金を株価で除して配当利回りを算出する。配当利回りの計算に用いる株価は、基準日の最終指数値の計算に用いられた各銘柄の指数採用価格とする。(採用価格は「3. 採用価格」を参照。)

④ 銘柄の選定

初回の銘柄選定に際しては、③で計算された配当利回りが高い順に 40 銘柄を採用する。

二回目以降の銘柄選定に際しては、既構成銘柄については、③で計算された配当利回りが上位 50 社以内であれば継続して採用とする。その結果、銘柄数が 40 に満たない場合は、銘柄数が 40 となるまで、配当利回りが高い順に新規に採用する。

(2) 非定期の除外

- ・ 算出対象に上場廃止、整理銘柄への指定、特設注意市場銘柄への指定があった場合、当該銘柄を除外する。

(3) 非定期の追加

- ・ TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社、存続会社又は承継会社が遅滞なく市場第一部に上場する場合には、当該新設会社等を追加する。
- ・ TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となる場合、当該存続会社又は完全親会社を追加する。

- ・ 前項(2)による非定期の除外によって、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象数が原則数を下回ることがあっても、原則数を満たすための非定期の追加は行わない。(毎年 6 月の定期選定の際に、原則数を満たすために必要な銘柄数の追加を行う。)

Ⅲ. 基準時価総額の修正

TOPIX 高配当 40 指数の算出において、算出対象銘柄の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、次に示すとおり基準時価総額を修正する。

1. 修正対象となる事項

(1) 算出対象の追加及び除外

	修正を要する事項	修正日	修正に使用する株価
追加	TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転等(注 1)のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX 高配当 40 指数に追加される場合	新規上場日(注 2)	基準値段
	TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が、TOPIX 高配当 40 指数の算出対象でない会社を存続会社又は完全親会社とする株式交換・吸収合併に伴い上場廃止となり、当該存続会社又は完全親会社が TOPIX 高配当 40 指数に追加される場合	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	毎年 6 月の定期入替	変更日	修正日の前営業日の株価
除外	TOPIX 高配当 40 指数の算出対象が株式移転等のため上場廃止となり、当該株式移転等に伴う新設会社等が TOPIX 高配当 40 指数に追加される場合	当該新設会社等の新規上場日(通例、上場廃止日の 3 営業日後)	上場廃止日の前営業日の株価(注 3)
	上記以外(合併、株式交換などにより非存続会社となる場合等)	上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	整理銘柄・特設注意市場銘柄への指定	指定日(注 4)の 4 営業日後	修正日の前営業日の株価
	毎年 6 月の定期入替	変更日	修正日の前営業日の株価

注 1：株式移転、株式交換、新設合併又は会社分割

注 2：新規上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

注 3：上場廃止日から除外日の前営業日までの間は、上場廃止日の前営業日の株価を用いて指数を算出する。

注4：整理銘柄・特設注意市場銘柄への指定日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。

(2) 指数用株式数の変更

修正を要する事項		修正日	修正に使用する株価
キャップ調整後浮動株比率の変更		変更日	修正日の前営業日の株価
公募増資		変更(追加)上場日(払込期日の翌日) (注1)	修正日の前営業日の株価
第三者割当増資		変更(追加)上場日(払込期日の2営業日後)の5営業日後	修正日の前営業日の株価
株主割当増資		権利落ち日	1株当たり払込金
新株予約権の行使		行使された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
優先株等の転換		転換された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
自己株式消却		自己株式が消却された日の翌月末(最終営業日)	修正日の前営業日の株価
合併・株式交換	他の東証で算出する指数対象銘柄(注2)を非存続会社とする場合(東証で算出する指数対象銘柄の算出対象同士の合併・株式交換)	非存続会社の上場廃止日	修正日の前営業日の株価
	上記以外	変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
政府保有株の売出し (日本電信電話、日本たばこ、日本郵政)		東証が定めた日(注3)	修正日の前営業日の株価
新株予約権の無償割当てによる増資(割り当てられる新株予約権証券が上場されるものに限る。)(注4)		権利落日	1株当たり払込金
会社分割(吸収分割)		変更(追加)上場日(効力発生日)	修正日の前営業日の株価
その他の調整(注5)		当該情報が「所報で公表された日」の当月末又は翌月末	修正日の前営業日の株価

注1：変更(追加)上場日が休業日の場合、翌営業日に繰り下げる。(以下同じ)

注2：東証で算出する指数対象銘柄のうち、原則として内国普通株式を対象とする。

注3：受渡日を原則とする。

注4：新株予約権の無償割当てによる増資(いわゆるライツ・オフERING)については、権利付最終日の指数用上場株式数に、1株につき割当てられる新株予約権の個数を乗じた株式数を増加させ

る。

注 5：例えば、「新株予約権付社債等の発行会社が株式分割を実施した場合」、「株式分割、株式併合、株主割当の際に、株式分割等の比率に基づき算出された株式数と効力発生日以降に確定する株式数に差異が生じた場合」、「既に指数の算出に反映済みの内容について、上場会社から事後の訂正があった場合」など。

注 6：株式分割、株式併合など、株式数の増加（減少）に応じて株価を修正する場合には、時価総額の変動がないため、基準時価総額は修正しない。

(3) 元データ

- ・ 基準時価総額の修正事由やその内容、変更日等に関する元データは、東証が発行会社からの報告等を基に日々公表している「所報」から採取する。（浮動株比率の算定については別紙参照）
- ・ なお、上記の基準時価総額の修正事由に関して、発行会社が報告内容を訂正した場合でも、既に算出・公表した指数の値について過去に遡って修正することは行わない。

2. 修正方法

(1) 配当を考慮しない指数（配当なし指数）

① 修正方法

- ・ 指数の連続性が維持されるよう、次の算式により基準時価総額を修正する。

$$\begin{aligned} \text{算式} &= \frac{\text{前営業日の時価総額}}{\text{旧(修正前)基準時価総額}} \\ &= \frac{(\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{新(修正後)基準時価総額}} \end{aligned}$$

* 修正額＝指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

したがって、

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

②修正例

- ・ 仮に、旧基準時価総額を 20 兆円、前日の時価総額を 400 兆円とすれば、前日の指数値は、

$$\text{前日の指数値} = 400 \text{ 兆円} \div 20 \text{ 兆円} \times 100 = 2,000.00 \text{ ポイント}$$

となる。

- ・ 仮に、A銘柄の指数用株式数が公募増資のため1億株増加し、前日終値が2,000円だったとすれば、修正額は1億株×2,000円=2,000億円となる。よって、新基準時価総額は、

$$\text{新基準時価総額} = 20 \text{兆円} \times (400 \text{兆円} + 2,000 \text{億円}) \div 400 \text{兆円} = 20.01 \text{兆円}$$

となる。

- ・ 次のとおり、今日の指数値は、算出対象すべてに株価の変化がなければ、前日と変わらずの2000.00ポイントとなる。(このように、基準時価総額の修正によって、公募増資による時価総額の増加の影響を受けずに、指数の連続性が保たれるのである。)

$$(400 \text{兆円} + 2,000 \text{億円}) \div 20.01 \text{兆円} = 2,000.00 \text{ポイント}$$

(2) 配当込み指数

- ・ 配当込み指数の算出において使用する配当金は、税引き前の配当金を使用する。
- ・ 配当落日の時点では、当期の配当金額は未確定であるため、配当落金額による基準時価総額の修正は、「(a) 予想配当金による修正」と、「(b) 予想配当金と決算短信で公表された配当金の差異による微調整」の2回に分けて行う。

a. 予想配当金による修正

- ・ 配当落日に、予想配当金に基づいて配当落金額の総額を算出し、前項による基準時価総額の修正を行う。使用する予想配当金は、原則として、以下のとおり決定する。
- ① 当期の配当金額が適時開示情報にて公表されている場合は、その金額とする。
 - ② 当期の配当金額が確定していない場合（上記①のとおり公表されていない、または同金額が未定等の場合）は前期配当金額とする。
- ・ 基準時価総額の修正方法は、基本的には前項(1)と同様だが、次の算式のとおり、剰余金の配当による修正を行う点が異なる。

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当落金額の総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- * 各銘柄の配当落金額 = 配当落日前営業日の指数用株式数 × 予想配当金
- * 配当落金額の総額 = 各銘柄の配当落金額の合計
- * 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

b. 予想配当金と決算短信で公表された配当金の差異による微調整

- ・ 配当落日に使用した予想配当金と、決算短信で公表された配当金との間に差異が見られた銘柄について配当落金額の微調整を行う。具体的には、配当落日が属する月の3ヶ月後の月の7日（休業日の場合は前営業日に繰り上げる）に、配当落微調整額の総額を算出し、基準時価総額の修正を行う。（例えば3月決算の場合、微調整の実施日は6月7日となる。）
- ・ 配当落微調整処理の対象期間は、「配当落微調整実施日の3営業日前までに開示されている情報」を対象とする。ただし、上述の対象期間外に配当修正が開示され、その修正内容が指数値に影響を与える影響が大きいと東証が判断した場合、追加で配当落微調整を実施する。

$$\text{新基準時価総額} = \frac{\text{旧基準時価総額} \times (\text{前営業日の時価総額} - \text{配当微調整額総額} \pm \text{修正額})}{\text{前営業日の時価総額}}$$

- * 各銘柄の配当微調整額 = 配当落日前営業日の指数用株式数
× (決算短信で公表された配当金 - 予想配当金)
- * 配当微調整額総額 = 各銘柄の配当微調整額の合計
- * 修正額 = 指数用株式数の増加(減少) × 修正に使用する株価

IV. その他

1. 公表、基礎情報の提供

(1) 指数値

- ・ TOPIX 高配当 40 指数は日次終値を算出する。

(2) 基礎情報

- ・ TOPIX 高配当 40 指数に係る日々の基礎情報（基準時価総額、算出対象の指数用株式数等）は、「Tokyo Market Information」において有償による情報提供を行っている。

2. 利用許諾

TOPIX 高配当 40 指数の算出、数値の公表、利用など TOPIX 高配当 40 指数に関する権利は東証が有している。このため、TOPIX 高配当 40 指数を使用して、ファンドやリンク債などの金融商品を組成・売り出す（相対契約によるオプション、スワップ、ワラントなどデリバティブ取引の対象にする場合を含む。）又はデータ提供する場合など TOPIX 高配当 40 指数を商業的に利用する場合には、東証とのライセンス契約が必

要となる。

3. 免責

東証は、株価指数の算出において、数値の誤謬、電子計算機の障害又は天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期又は中止することがある。また、東証は、株価指数がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、株価指数の算出において、数値に誤謬が発生しても、東証は一切その賠償の責めを負わない。

4. 問い合わせ先

東京証券取引所 情報サービス部

商品企画運用グループ

E-mail : index@jpx.co.jp

以上